

なるほど納得!

マイナンバー Q&A 編

Q1

マイナンバーって何？
なぜマイナンバー
制度が導入されたの？



A

マイナンバー（個人番号）とは、住民票コードを変換して得られる12ケタの番号をいい、住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものです。なお、法人には法人番号が付されます。

マイナンバー制度が導入された主な目的は、以下のとおりです。

- ① 社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係を維持すること
- ② 諸手続きにおいて、同一の内容の情報提出を求めるとを避け、国民の利便性を向上すること
- ③ 行政機関等における業務の間で連携を図り、行政運営を効率化すること

調書に番号を明記

金融機関を含む民間事業者は、従業員への給与の支払い等にあたり源泉徴収を行います。従業員等からマイナンバーを取得して法定調書に明記する必要があります。

また、金融機関では、投信口座の支払調書や国外送金等調書等にお客様のマイナンバーや法人番号を記載することが求められます。お客様の届出は任意ですが、今年1月からは預貯金口座にマイナンバーや法人番号を付番することになっています。

Point

国民の利便性向上や行政運営の効率化等のために導入された

Q2

なぜ投資信託や
マル優の口座に
付番を行うの？



A

銀行等の金融機関においては、投資信託の特定口座や非課税口座（NISA口座）などを開設する場合に、特定口座年間取引報告書や非課税口座年間取引報告書を税務署に提出しなければなりません。

これらの書類には、お客様のマイナンバーや法人番号を記載することが求められていることから、マイナンバー等の申告を受ける必要があります。

また、個人のお客様が少額貯蓄非課税制度（マル優）の適用を受けようとする場合、非課税貯蓄申告書を提出する必要がありますが、この非課税貯蓄申告書にもマイナンバーを記載するよう求められています。

正確な所得を把握可能

税務当局は保有する各種の所得情報について、マイナンバーや法人番号を用いて正確かつ効率的に名寄せ・突合せすることで、より正確な所得を把握することができます。つまり、より公平で正確な負担と給付が実現することになるのです。

なお、本問で挙げた手続きについては、Q3で挙げる預貯金口座への付番とは異なりお客様が義務となっていますので注意が必要です。

Point

マイナンバーを用いて名寄せを行い正確な所得を把握するのが目的